

令和元年余市町議会第3回定例会会議録（第3号）

開 議 午前10時00分
 延 会 午後 1時18分

○招 集 年 月 日

令和元年9月17日（火曜日）

○招 集 の 場 所

余市町議事堂

○開 議

令和元年9月19日（木曜日） 午前10時

○出 席 議 員 （18名）

余市町議会議長 12番 中井 寿夫
 余市町議会副議長 17番 土屋 美奈子
 余市町議会議員 1番 野呂 栄二
 " 2番 吉田 豊
 " 3番 近藤 徹哉
 " 4番 藤野 博三
 " 5番 内海 博一
 " 6番 庄 巖龍
 " 7番 吉田 浩一
 " 8番 茅根 英昭
 " 9番 彫谷 吉英
 " 10番 寺田 進
 " 11番 白川 栄美子
 " 13番 安久 莊一郎
 " 14番 大物 翔
 " 15番 中谷 栄利
 " 16番 山本 正行
 " 18番 岸本 好且

○欠 席 議 員 （0名）

○出 席 者

余 市 町 長 齊 藤 啓 輔
 副 町 長 細 山 俊 樹
 総 務 部 長 須 貝 達 哉
 総 務 課 長 増 田 豊 実
 企 画 政 策 課 長 阿 部 弘 亨
 地 域 協 働 推 進 課 長 小 黒 雅 文
 財 政 課 長 高 橋 伸 明
 税 務 課 長 紺 谷 友 之
 民 生 部 長 前 坂 伸 也
 福 祉 課 長 照 井 芳 明
 子 育 て ・ 健 康 推 進 課 長 芹 川 か お り
 保 険 課 長 羽 生 満 広
 環 境 対 策 課 長 成 田 文 明
 経 済 部 長 渡 辺 郁 尚
 農 林 水 産 課 長 濱 川 龍 一
 商 工 観 光 課 長 橋 端 良 平
 建 設 水 道 部 長 山 本 金 五
 建 設 課 長 篠 原 道 憲
 ま ち づ くり 計 画 課 長 千 葉 雅 樹
 下 水 道 課 長 庄 木 淳 一
 水 道 課 長 中 村 利 美
 会 計 管 理 者 （ 併 ） 会 計 課 長 秋 元 直 人
 農 業 委 員 会 事 務 局 長 水 野 貴 司
 教 育 委 員 会 教 育 長 佐 々 木 隆
 教 育 部 長 上 村 友 成
 社 会 教 育 課 長 奈 良 論

選挙管理委員会事務局長
(併) 監査委員事務局長

中 島 豊

○事務局職員出席者

事 務 局 長 杉 本 雅 純
書 記 細 川 雄 哉
書 記 補 荒 谷 かなえ

○議 事 日 程

- 第 1 一般質問
- 第 2 議案第 3号 余市町森林環境譲与
税基金条例案
- 第 3 議案第 4号 余市町印鑑条例の一
部を改正する条例案
- 第 4 議案第 5号 余市町災害弔慰金の
支給等に関する条例の一部を改正す
る条例案

開 議 午前10時00分

○議長（中井寿夫君） ただいまから令和元年余市町議会第3回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は18名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（中井寿夫君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次発言を許します。

発言順位8番、議席番号5番、内海議員の発言を許します。

○5番（内海博一君） 令和元年余市町議会第3回定例会に当たり、さきに通告いたしました件について質問いたします。答弁よろしく願いいたします。

件名、農林水産物、食品等の地理的表示（G I）について。余市町の魅力的な食資源を活用し、本

町の魅力を上げていくため、食の都よいちとして余市ブランド確立のために農林水産物、食品等の産地の産地を特定できる名称の表示、地理的表示、G I、ジオグラフィカルインディケーションの有効利用について、特定の産地と品質等の面で結びつきのある農林水産物、食品等の産地の名称、地理的表示を知的財産として保護し、もって生産者の利益の増進と需要者の信頼と保護を図ることを目的とする地理的表示法によるG Iの活用について町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 5番、内海議員の農林水産物、食品等の地理的表示、G Iについてのご質問に答弁申し上げます。

地理的表示、G Iにつきましては、地域で生まれた伝統と特性を有し、その高い品質等が生産地と結びついている農林水産物や食品等の名称を知的財産として保護することを目的とした特定農林水産物等の名称の保護に関する法律、地理的表示法に基づき平成27年から制度が導入されたものでございます。登録の効果としては、知的財産として保護され、模倣品が排除されることでブランド価値の保護が図られること、産品の特性が明確になり、生産方法の共通化が図られること、生産者団体がみずからの産品の価値を再認識し、品質管理の重要性を認識し、士気の向上につながるなどといった効果があります。現在北海道では夕張メロン、川西長芋、今金男爵の3つしか登録されておりません。余市でもG Iを有効に活用すべく既に私からは担当部局には指示を出しているところであります。登録に当たっては、他産地との差別化、おおむね25年以上の生産実績、特性を付与する生産方法の基準の定めと遵守、産品の生産業者を構成員とする生産団体であり、生産業者の多くが会員、組合員として組織化されていることなどといった要件がありますので、関係機関にも働きかけていきたいと思っております。

○5番（内海博一君） ありがとうございます。

そこで、1点お聞きしたいのですが、G Iの製品、北海道では夕張メロン、十勝川西長芋、今金男爵の3種類と、あともう一点、国税庁ですけれども、北海道ワインという形で、北海道4件のG I登録があります。その中でちょっと調べ切れなかったのですが、G Iをつけていないときとつけたときの例えば価格の上昇とか数量の変化、これちょっと韓国なのですけれども、リンゴにG Iをつけたところとつけていないところで5%から15%ぐらいの価格の格差が出ているそうです。あと、ヨーロッパのほうはちょっとG Iではないのですが、オリーブオイルにしてもそういう表示しているところのものというのは一番高いので何か20倍ぐらい格差があるということを出ているのですけれども、もしよろしければこの3件のつけていないときとつけているときの数字の差がわかれば教えていただきたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 5番、内海議員の質問に答弁させていただきます。

具体的に3つの夕張メロン、川西長芋、今金男爵がつけた前と後でどう変わったかについての資料は持ち合わせてはおりませんが、効果といたしましては、直近の例ですとことしの9月9日に今金男爵が登録されたばかりで、一番新しいG Iでございますけれども、特定の地域名がついたことによってそのブランド価値が高まって、例えばその効果としては湖池屋が今金男爵を使ったポテトチップスをG Iとりましたということで大々的に発表するといったこともあります。また、夕張メロンは言うまでもなくもう世界的に認知されたものであります。川西長芋については、まだ国内ではそれほど有名では、全国的に知名度は高くないかもしれませんが、G Iをとって、アジア方面への輸出を大々的に行っているというような実績がございます。具体的な数値は、先ほど申し上げたとおり、持ち合わせてはおりません

けれども、とることによってさまざまな企業が着目をする、そして知名度が向上する、そして海外の場合は産地が守られていることが重要になってきますから、販路の拡大にもいろいろつながっていくという効果があるのではないかと考えております。

○5番（内海博一君） 町長がいつも言っておりますように、国内外のほうに目を向けて余市ブランドを強化していくという形の中でお話をいつも聞いていますけれども、実際そのとおりだと思います。

それで、G Iと6次産業化についてちょっと拾った資料がありますので、これを読ませていただいて、その後に町長にお願いと質問をしたいと思っております。済みません。農業、農村の6次産業化ということで、今の地理的表示対象産品を原料とした加工品、非地理的表示産品についての波及効果などが期待され、地理的表示は農産物等の生産をもとにその加工、販売、一体に行う農業の6次化に資するものであると。例えばこれは海外の話ですけれども、リンゴをつくって、PDO、日本というG Iなのですけれども、とっているところであればリンゴのチップ、リキュールの新製品を開発するとともに、食育にも取り組み、地域活性化が図られてきているという実例があります。さらに、地理的表示産品を核としたイベントの開催、料理の提供や生産地見学を含めた観光との連携、ほかの産品や背景となる自然、歴史を含めた地域全体のブランド力の向上によって地域活性化の核になると期待されるということも書いているということと、あとG Iは各国に提携しておりますので、そこで悪さをしても自分で努力しなくてもその範囲内で相手方を罰せられるということが簡単にできるという形になっているようです。

そこで、町長にお聞きします。余市町として町長進めていると言っていましたけれども、一番の難しいところは生産者皆さんが協力して、団体の

ほうに申請をしていく。それで初めて、余市であればリンゴなんか25年以上つくっていますから、そういうものも含めてこれから余市町で講習、もしくは指導をしていくのか。

それと、もう一つ、ちょっとお金のかかる、これ登録免許税が9万円かかるようです。これに対する補助をもし要請された場合は考えていただけるのかどうか。最後の質問にさせていただきます。ご答弁をお願いします。

○町長（齊藤啓輔君） 5番、内海議員の再度の質問に答弁させていただきます。

まず、今後関係団体との話ですけれども、もちろんGIについては非常によい効果がございます。ヨーロッパでは一般的で、ワインはAOC、オペレーションコントロールというのもされておりますし、地理的表示の事例集ありますけれども、この中にパルマの生ハムも入っております。パルマとかもちろん表示保護されておりますし、カマンベールですとか、そういうのも地理的に守られているものでありまして、内海議員おっしゃるとおりさまざまな模倣も排除し、その地域のブランド化に取り組むという意味では非常に高い効果があると思っております。その間、他方で役場がやるわけにはいかずに、生産者みずからが組合としてやっていく必要があるということで、生産者さんたちを巻き込む必要がありまして、農林水産課には去年から言っただけで、引き続きGIについてそのメリットを伝えるようにしていきたいと思っております。ご指摘の登録料については9万円なのですけれども、これについてはもちろん動くということであれば補助をする予定ではありません。

○議長（中井寿夫君） 内海議員の発言が終わりました。

次に、発言順位9番、議席番号11番、白川議員の発言を許します。

○11番（白川栄美子君） 令和元年第3回定例会

に当たり、さきに通告しております2件について一般質問いたします。

1件目に、黒川8・9丁目交差点の渋滞解消について伺います。黒川8・9丁目交差点は、以前より山田方面から来る直進車が優先のため反対車線の踏切を渡って右折する車が進まないことから、時間帯にもよりますが、渋滞になっているのが現状でございます。また、高速道路が開通して以来車の交通量もふえ、より一層渋滞を引き起こしていることも考えております。信号機に矢印の表示をつけることにより渋滞が解消されるのではと多くの住民の方からの声も寄せられましたので、余市町として交通安全の観点からの町長の見解をお伺いいたします。

件名2に、中学校入学時に制服の一部を助成する考えについて伺います。中学校入学時に学校ごとに指定された制服、ジャージ、運動靴など全てそろえるとなると7万円から8万円の費用が必要と言われております。子育て中の親にとっては高額な制服が大きな負担となっているとの声も聞かれます。

そこで、国における就学援助制度がありますが、余市町においては現状はどのようになっておられるか。現在の要保護世帯数と準要保護世帯数、さらにどちらにも該当しない世帯を伺います。

就学援助に該当する世帯は限られておると思います。はざまにいる世帯が多いのが現状ではないでしょうか。子育て支援にもつながることでもあり、制服の一部を助成していただくことが多くの親の願いでもありますので、考えについて見解をお伺いいたします。

以上、2点よろしくお伺いいたします。

○町長（齊藤啓輔君） 11番、白川議員の一般国道5号、黒川交差点の渋滞解消についてのご質問に答弁申し上げます。

ご質問の一般国道5号、黒川交差点は後志自動車道の開通に伴い朝、夕の通勤時間帯や休日等に

渋滞していることについては認識しているところ
であります。当該交差点の渋滞解消については、
右折矢印信号灯を設置することでスムーズな動線
が確保できないかと以前警察と協議したことがあ
り、警察からは国道とJR踏切が近いため、登方
面から交差点に向かう場合、早く右折しようとし
る車両が踏切一時停止を怠り、大事故になる危険
性があること、さらには設置することで国道から
登方面へ向かう車の渋滞も懸念されるから困難で
あると後ろ向きの回答を得たところであります。
私としましては議会や町民の皆様の声があること
を踏まえて、右折矢印信号灯の設置について警察
に強く申し入れていきたいと思っております。

教育委員会の質問に関しましては、教育長より
答弁させていただきます。

○教育長（佐々木 隆君） 11番、白川議員の教
育委員会に関するご質問に答弁申し上げます。

現在中学校で指定しております制服等に係る費
用につきましては、中学校3校でそれぞれ若干の
違いはございますが、男子生徒で約5万2,000円、
女子生徒で約6万円が最低限の費用となっており、
余市町では準要保護世帯に対しまして新入学
児童生徒学用品費等として国の要保護児童生徒
援助費補助単価と同額の5万7,400円を今年度助成
しているところでございます。

ご質問1点目の世帯数の内訳ですが、中学校在
学の全世帯数390世帯のうち要保護世帯が16世帯、
準要保護世帯が83世帯、どちらも該当しない世帯
が291世帯となっております。

2点目の制服の一部助成に対する考え方につき
ましては、現在余市町で実施しております準要保
護世帯への助成は平成25年度における生活保護基
準の最大1.3倍まで拡大し実施しているところで
あり、要保護、準要保護合わせて全世帯の4分の
1となっており、さらなる助成は財源も含め現状
では難しい問題と考えておりますので、ご理解を
賜りたいと存じます。

○11番（白川栄美子君） まず、交差点のほうか
ら質問させていただきます。

町長、私平成29年に各会計決算特別委員会でこ
れ一度質問した経過があるのですけれども、ご存
じでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 11番、白川議員の質問に
答弁させていただきたいと思えます。

29年のご指摘の質問については、私は承知して
おりません。

○11番（白川栄美子君） 実はそのときに質問し
た内容としましては、今回と同じような質問でし
た。そのときに答弁の中で交通安全対策としては、
交通渋滞の緩和の対策としては検討していない
と。まだそのときは検討していないという。そし
て、国道、道道にかかわるので、またJRの踏切
ということもあるので、町のほうから道路管理者
に何らかのアクションを起こしていきたいという
答弁でした、そのときは。また、信号機となると
公安委員会となるので、余市警察、交通安全の係
のほうにも要望があったことを伝えておくという
答弁がありました。その中でその後、私も担当課
には何もどういう回答だったかということ伺って
はきていなかったもので、ずっとそのままなっ
てしまっていて、今回4月にすごい渋滞があるからあそこ
何とかしてほしいという、そういう町民の強い要
望があったので、今回また質問させていただいた
わけなのですけれども、さきの町長の答弁の中
で大渋滞に、事故につながる、要は。あそこ踏切も
本当にあるから、そういう部分で事故につながる
からということでそれは設置できないという、そ
ういう答弁だったと思うのですけれども、警察の
ほうで一度でもやって試してみたのであれば私も
ああ、そうかというのは思うのですけれども、今
まで一度もそういうことはきっとまだ試したこ
とないと思うのです。その中で渋滞になるという
のが私にはちょっと根拠としてわからないのですけ
れども、交差点から踏切、そして9丁目の交差点

となると本当に狭いです、確かに。狭いから、結局、寺田議員にも二、三日前にちょっと調べていただいたことがありまして、遮断機がおける。あそここの遮断機がおきてくると列車が通過するまでに時間がかかるといふか、おきて通過するまでに時間がかかると。その間にすごい渋滞が起きるといふことも懸念されていると。だから、そういうのも何本かあるといふことも聞きました。一回は上がるのだけれども、またすぐに下がるというのもあって、それもJRのほうのお考えとか、そういう決め事があるから、それは私たちのほうでどうこう言うことではないと思うのですけれども、そこの部分も考えたときにJRとの話し合いも必要だろうと思うし、あとはそこからの交差点の、それこそ9丁目のところの交差点の矢印の方向といふこともそこにやることでいろいろなことが結びつくのではないのかなと私は思っているのです。本当にもしそこに矢印の記号がつけられないのであれば、例えば山田方面から来る、ニッカ方面から来る車がこっち来られないように一方通行にしてしまう、そういうのもちょっと考えてもいいのではないのかなと。そうすることによってニッカ側とか山田方面に行く車はオニキスの信号のほう、あそこを経由していけばいいといふのをちょっと自分なりに考えていたのですけれども、そういう考え方もあるのではないのかなと思うのです。交差点の関係といふのはずっと、高速道路ができて、渋滞も多くなりました。でも、その前から渋滞が起きているのは、やっぱり時間帯によって渋滞がずっとあったのです。そこでいろいろな人から言われてきていたのですけれども、そういう部分をいろいろなことを考えたときに一回はやっぱり警察のほうもきちんと検証といふか、公安のほうも検証していただいた中で何かそういう結果を出していただきたいなというのが、思いがありますので、今町長のほうからもこれは本当に強く申し入れていきたいというお話もありましたの

で、さらに強く、本当に多くの町民の要望でもありますし、また地方から来た人の要望でもあるので、ここ少しちょっといろいろな人と協議しながら考えていただきたいと思いますので、再度ご答弁をいただいて、この質問は終わります。

○町長（齊藤啓輔君） 11番、白川議員の質問にお答えさせていただきます。

もちろん前回質問いただいた29年とは状況が大きく変わっておりまして、特に3連休はすごい渋滞になっているわけでございます。そういうことから、もちろん以前は警察から非常に後ろ向きのことを言われたわけでございますけれども、私としても役場の内部もそうですし、白川議員のおっしゃったような例えば一通にするとか、そういうことも踏まえてさまざまなやり方があると思います。この点は、交通事情が変わったことでもありますので、交差点の話は公安委員会ですけれども、警察のほうに強く再度申し入れていきたいと思っております。

○11番（白川栄美子君） 次に、制服の一部助成について伺います。

今答弁いただきました。該当する世帯、該当しない世帯でいろいろ数字も出ましたけれども、考えてみるとこの数字がどうこうではなくて、要ははざまにいる人がたくさんいるということは現実だということなのです。それに該当しないはざまにいる人がたくさんいるということ。そういう部分で、過去に教科書も、過去私たちが小学校ぐらいのときにはまだ教科書がお金かかっていたかなと。それが1963年からずっとなってきて、1969年には全小中学校で完全無償化になりました。これは、公明党の国会議員がいろいろな意味で汗水垂らしてやってきた政策でもあるのですけれども、そう考えますと、まずは、そして今保育所の無償化とかもずっと進めてきますけれども、今一番思われているのが実際に家庭の中でやっぱり教育費の中にそういう部分がかかってくるということが

大きいものの一つだと思うのです。その中に、余市町で高所得者という世帯って本当に何人もいないと思うのです。また、年間通して安定した収入をいただいている家庭といたら、公務員であれば安定した収入というのはありますけれども、そうではない世帯数のほうが本当に多いのかなという気がするのです。そう考えると、やっぱり本当にはざまの中にいる方が子育てしている上で一番大変な思いしているのかなというのは感じられるわけなのですけれども、またその中で中学生になると塾、部活にもお金がかかると。部活で遠征とかに行くと、それもまたお金がかかると。そうすると、本当に親の訴えの中でもありました。そういう部分でも町として少し助成していただきたいのだよねという話もありました。何から何まで全てやれということではないのですけれども、本当に今だんだん子供も少なくなっておりますし、将来的には中学校も統合になっていくのかなというのがあります。そうすると、本当にどこの部分で、少しでもやっぱり親の負担を軽減させてあげるのにはそういう制服というのも問題あるのかなと思っております。

前回のときに私この一部助成ということも書いたのですけれども、実際に本当は親の訴えの中には制服の半分を助成してほしいというお話だったのです。ただ、半分となると本当に結構な金額ということになるので、それでなくても準要保護世帯には本当に余市町としても基準を上げているのもわかって、先ほど答弁もありましたけれども、そう考えると本当にたくさんの費用もかかる、財源も要る、そうすると本当に大変なのですけれども、逆に考えようによって私は制服ではなくてもジャージでもいいから、まずはそこそろえてあげるとということも一つの手ではないのかなというのがあるのですけれども、段階的にそういうふうにしてあげると。だんだん子供も少なくなっていくから。教育費は本当に減らさないで、

そこは教育費はこれからやっぱり上げていってもしらわれない方向にならないといけないと思っているので、そういう段階的に進めていくというのは教育長としてはどのように考えますか。

○教育長（佐々木 隆君） 11番、白川議員からの再度の質問にお答えをいたします。

段階的に、準保護世帯の枠というのはやはり生活保護基準がそもそものベースとなっております、それが下がると当然就学援助の認定基準も下がっていかざるを得ないという状況になってはおりますけれども、現状、今私どもは平成25年に国のほうで3カ年かけて何度か生活保護基準を下げてきていますけれども、私どものほうは生活保護基準が下がらないということで現状のままでの認定基準を今まで実施しているところであります、それになおかつ1.3倍という、ある程度低所得者に対しての一定の配慮というものはなされているのかなと思います。ただ、そういった基準を、そこはまた上乘せする、横出しするという考えとなりますと、やはりどうしてもそこは際限なくなる可能性もあります。確かに制服以外にも修学旅行もありますでしょうし、給食費もありますでしょうし、いろいろな部分も項目がございます。それに特化した中で例えば制服のジャージの一部だけでも助成をしようかというふうになりますと、今のところはそこまでの考えというのは持ち合わせておりませんが、今後研究課題とさせていただきますと思いますけれども、ただこの支援につきましては国のほうで子育て世代への支援という観点から抜本的な制度改正なり、国の制度創設だとか制度設計だとか、そういったものがやはり考えられるのかなというふうに思っております。

○11番（白川栄美子君） 話はわかるのですけれども、ただ制度的にいろいろなことがあるから、そこだけは特別にということにならないのですけれども、私は正直言って一律、本当にそういう準

要保護世帯とか世帯関係なくやはり一律に、子供がどんどん減っていくわけだから、それで6年生が今度中学になるという話だから、これちょっとこの間数字もらったのですけれども、6年生は現在152人いますよね。その子供たちが中学に上がるときに制服なり、ジャージなりをそろえていかなければならない。だから、その部分でそれを半分となるとすごく負担になりますけれども、町としての負担が大きいですけれども、それがジャージとなるとやっぱり値段的にも違うし、その部分だけでも一律に補助してあげると、買ってあげるといいのかなというのは、親の負担もちょっとやっぱり減るのかなというように思いがしております。少しでもやってもらえると親というのは本当にありがたいし、子供たちもそういう部分で余市町が何かしてくれると、子育て支援の一環としてでもあるので、やっぱり子供たちの考えもちょっと違ってくるのかなと思うのです。だから、そういう部分では本当今後の中で、まだ全然そういう、今初めて言ったことなので、検討するも何もないと思うのですけれども、今後の中でしっかりとやっぱり進めていってやってほしいなという思いがありますので、再度ご答弁をちょっとよろしくお願いします。

○教育長（佐々木 隆君） 11番、白川議員の再度のご質問でございます。

確かに準要保護世帯から認定にならなかった世帯、いろいろな収入の世帯があると思います。認定される金額にはじかれて、近い方というのは確かに負担があるのかなと思いますけれども、そこはどこか早く基準を定めて支給していかなければならないというふうに思っておりますし、議員おっしゃるその部分につきましては教育も含めた中で、これはやはり子育てという部分で全体的に物事考えていかなければならない事案なのかなとも思っておりますので、今後の研究の課題とさせていただきます。

○議長（中井寿夫君） 白川議員の発言が終わりました。

これをもって一般質問を終結いたします。

各会派代表者会議、諸会議の開催、さらに昼食を含め、午後1時まで休憩します。

休憩 午前10時35分

再開 午後 1時00分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（中井寿夫君） 日程第2、議案第3号 余市町森林環境譲与税基金条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○農林水産課長（濱川龍一君） ただいま上程されました議案第3号 余市町森林環境譲与税基金条例案につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

このたびご提案申し上げます余市町森林環境譲与税基金条例案につきましては、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が平成31年3月29日に公布され、市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源として森林環境譲与税が創設されたことに伴い、本町に譲与される当該譲与税を基金として積み立て、適正に管理し、運用を図るため基金条例を制定しようとするものでございます。

主な内容でございますが、この条例は本則7カ条及び附則をもって構成されております。

第1条では基金の設置及びその名称について、第2条では積み立てについて、第3条では管理について、第4条では使用について、第5条、第6条では運用についてそれぞれ規定したものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第3号 余市町森林環境譲与税基金条例

案。

余市森林環境譲与税基金条例を次のとおり制定する。

令和元年9月17日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町森林環境譲与税基金条例。

(設置)

第1条 余市町における森林の整備及びその促進並びに森林資源の適切な管理に必要な事業に要する経費の財源に充てるため、余市町森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立)

第2条 基金は、予算で定めるところにより積み立てるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(使用)

第4条 基金は、第1条に規定する事業に要する経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を使用することができる。

2 前項の規定により基金を使用する場合は、その金額を一般会計の歳入に繰り出し、その歳出として支出するものとする。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益及び基金を原資とする事業によって発生する収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第6条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上、議案第3号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第3号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第3号 余市町森林環境譲与税基金条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第3、議案第4号 余市町印鑑条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○福祉課長（照井芳明君） ただいま上程されま

した議案第4号 余市町印鑑条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

このたびの一部改正につきましては、平成31年4月17日に住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第152号）が公布され、令和元年11月5日から施行されることに伴い、余市町印鑑条例について所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容としましては、社会において旧姓を使用しながら活動するという女性活躍推進の観点からこれまで累次にわたり閣議決定されてきた住民票、個人番号カード等への旧氏の記載が可能となることに伴い、旧氏による印鑑登録事務について登録されている印鑑が旧氏でなければ契約等の手続きがスムーズに行えない場合があることから、改正を行うものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第4号 余市町印鑑条例の一部を改正する条例案。

余市町印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年9月17日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町印鑑条例の一部を改正する条例。

余市町印鑑条例（昭和51年余市町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「余市町の」を「余市町が備える」に改める。

第5条第1項第1号中「、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。」を「令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第2

号中「氏名」の次に「、旧氏」を加え、同条第2項中「記録されている氏名」を「記載がされている氏名」に改める。

第10条第1項第4号中「、氏」の次に「（氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）」を加え、「第5条第1号」を「第5条第1項第1号」に改める。

附則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

以上、議案第4号について提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第4号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第4号 余市町印鑑条例の一部を

改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第4、議案第5号 余市町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○福祉課長（照井芳明君） ただいま上程されました議案第5号 余市町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

このたびの一部改正につきましては、令和元年6月7日に災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案が公布され、本年8月1日から施行されたことに伴い、余市町災害弔慰金の支給等に関する条例について所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容としましては、償還金の支払い猶予、償還免除、報告等について規定しているほか、合議制機関を設置するという内容であり、あわせてこの合議制機関の委員の報酬並びに費用弁償についても定める必要があることから、余市町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第5号 余市町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案。

余市町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年9月17日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例。

余市町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年余市町条例第24号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 災害援護資金の貸付（第12条—第16条）」を「第4章 災害援護資金の貸付（第

12条—第15条）

第5章 余市町災害弔慰金等支給審査委員会（第16条）

第6章 雑則（第17条）」に改める。

第15条第3項を次のように改める。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項、第16条及び附則第2条第1項並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

第15条の次に次の章名を加える。

第5章 余市町災害弔慰金等支給審査委員会
第16条を次のように改める。

（支給審査委員会の設置）

第16条 災害弔慰金及び災害障害見舞金（以下「災害弔慰金等」という。）の支給に係る死亡又は障害と災害との因果関係の判定、当該判定に係る基準の検討その他災害弔慰金等の支給に関し必要な事項の審査を行わせるため、余市町災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員は、5人とし、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

（1） 学識経験を有する者

（2） 知見を有する者

（3） 前2号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

（委任）

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行に伴い新たに委嘱される余市町災害弔慰金等支給審査委員会の委員の任期は、改正後の第16条第3項の規定にかかわらず、委嘱の日から令和3年3月31日までとする。

(余市町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 余市町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和35年余市町条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表男女共同参画審議会の項の次に次のように加える。

災害弔慰金等支給審査委員会。会長、月額1万4,000円、1,500円、同上。委員、月額1万円、1,500円、同上。

以上、議案第5号について提案理由をご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第5号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第5号 余市町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長(中井寿夫君) お諮りいたします。

本日の会議は議事の都合により延会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、明20日は会議規則第8条の規定に基づき、午前10時から議会を再開いたします。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後 1時18分

上記会議録は、細川書記・荒谷書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 12番 中 井 寿 夫

余市町議会議員 5番 内 海 博 一

余市町議会議員 6番 庄 巖 龍

余市町議会議員 7番 吉 田 浩 一